

専門職大学院認証評価

「課題解決計画」及び「改善計画」に関するプレゼンテーション・「改善報告書」作成の手引き

分野	該当頁	対応内容
法科大学院	1 頁	「改善報告書」の提出
経営系専門職大学院 公共政策系専門職大学院 公衆衛生系専門職大学院 知的財産専門職大学院 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院 デジタルコンテンツ系専門職大学院 グローバル法務系専門職大学院 広報・情報系専門職大学院	2 頁～	1. 「課題解決計画」及び「改善計画」に関するプレゼンテーション 2. 改善完了報告

2025年3月

I. 法科大学院

1. 「改善報告書」の作成・提出（評価結果を受領してから2年後の7月末日まで）

本協会の認証評価を受けて、基準に適合していると認定された法科大学院は、認証評価結果を受領してから2年後に「改善報告書」を提出することが義務付けられています。

対象となる提言	「是正勧告」及び「検討課題」
様式	本協会ホームページ に掲載されている所定の様式を利用して、各提言に関する改善状況を記載してください。 ※掲載場所が分からない場合には、本協会の事務局にお問い合わせください。
提出時期	認証評価結果を受領してから2年後の7月末日 ※「是正勧告」の改善が完了したなどの理由により、2年を経過しない段階で「改善報告書」を提出することも可能です。その場合は、提出を希望する前年度の11月末日までに本協会にご連絡ください。

提出された「改善報告書」は、認証評価委員会において検討を行います。その結果は、理事会の承認を経た後に当該専門職大学院に送付されます。各専門職大学院においては、この「改善報告書」の検討結果を踏まえ、次回の認証評価申請の準備を進めてください。



Ⅱ. 経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、 公衆衛生系専門職大学院、知的財産専門職大学院、 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院、 デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価、 グローバル法務系専門職大学院、広報・情報系専門職大学院

1. 「課題解決計画」及び「改善計画」に関するプレゼンテーション（評価結果を受領した約半年後）

本協会では、例年9月頃に開催する認証評価委員会において、前年度認証評価を受けて基準に適合していると認定された大学に対し「課題解決計画」及び「改善計画」に関するプレゼンテーションを行うよう要請しています（プレゼンテーションの実施日は、本協会事務局より連絡します。）。「課題解決計画」及び「改善計画」とは、認証評価結果における提言（「検討課題」及び「勧告（又は是正勧告）」）への対応方法を検討し、その内容を「改善報告書」（指定様式）にとりまとめたものです。

1-1. 「課題解決計画」及び「改善計画」の作成・提出（プレゼンテーション実施の10日前）

以下のような内容の「課題解決計画」及び「改善計画」をとりまとめ、プレゼンテーション実施の10日前までに本協会事務局まで提出してください（電子データ・メール添付。送信先は別途お知らせします。）。

名称	該当する提言	記載すべき内容等
課題解決計画	検討課題	認証評価結果において「検討課題」として指摘された事項の解決を図るための計画をとりまとめます。「検討課題」への対応は、原則として各大学に判断が委ねられていますので、当該事項をどのように受け止め、改善に取り組む場合は今後どのような取組みを予定しているのか説明してください。なお、関連する複数の「検討課題」がある場合には、それらをまとめて解決する計画を示すことも可能です。
改善計画	勧告 又は 是正勧告	認証評価結果において「勧告」又は「是正勧告」として指摘された事項の改善に向けた計画をとりまとめます。「勧告」又は「是正勧告」として指摘される事項は、いずれも改善が義務付けられる重大な問題です。したがって、改善を図るための方法やスケジュールを可能な限り具体的に説明することが求められます。

※「課題解決計画」及び「改善計画」の様式は、[本協会ホームページ](#)に掲載されている所定の様式を利用してください（掲載場所が分からない場合には、本協会の事務局にお問い合わせください。）。

※プレゼンテーションの際には、事前にご提出いただく「課題解決計画」及び「改善計画」のほか、任意の資料（パワーポイント等）を利用することも可能です。

※任意の資料は、事前提出の必要はありません。ただし、使用された場合はプレゼンテーション終了後にご提出をお願いします。

1-2. プレゼンテーション当日

認証評価委員会において、上記の「課題解決計画」及び「改善計画」に関するプレゼンテーションを行っていただきます。大学からの発表の後は、認証評価委員会との質疑応答・意見交換を実施します。詳細は以下のとおりです。

- ・プレゼンテーションはウェブ会議で実施します（Zoom）。当日の会議情報は、開催が近くなりましたら本協会からご案内します。
- ・1大学あたりの所要時間は 40～60 分程度（プレゼンテーション 15～20 分、委員会との質疑応答・意見交換 20～40 分）です。指摘事項の数・内容に応じて、所要時間を増やすこともあります。詳しい所要時間は、日程相談の際にご連絡します。
- ・プレゼンテーションの際には、事前にご提出いただく「課題解決計画」及び「改善計画」のほか、任意の資料（パワーポイント等）を利用することも可能です。
- ・大学側の発表者は質疑応答・意見交換に責任をもって対応いただける方とし、ウェブ会議での画面への参加者表示数が過多になるのを抑えるため、このほかに3アカウントまでの入室を可能とします（入室を認めるのは3アカウントまでとしますが、同席者に制限はありません。）。
- ・質疑応答・意見交換では、認証評価委員会の委員等から、大学からの改善計画に対する質問や意見交換を口頭で行います。各大学では、委員等の意見を今後の改善活動にお役立ていただければ幸いです。なお、大学から委員等に質問をしたり、情報共有を求めたりしても構いません。
- ・当日は、プレゼンテーション開始の5分前までに Zoom にアクセスし、待合室でホストの承認をお待ちください。入室後は、認証評価委員会委員長の進行のもと、簡単な自己紹介をしていただき、発表に移ってください。発表の際には、原則としてご用意された資料等を発表者が画面共有し、進めてください。画面共有を本協会事務局で行うことを希望される場合は、事前にお申し出ください。
- ・Zoom の使用について事前打合せが必要な場合には、事務局までご相談ください。
- ・当日、ネットワークの不具合等の緊急事態が生じた際には、本協会事務局（03-5228-3883）までお電話ください。

2. 改善完了報告（評価結果を受領してから2年後の7月末日まで）

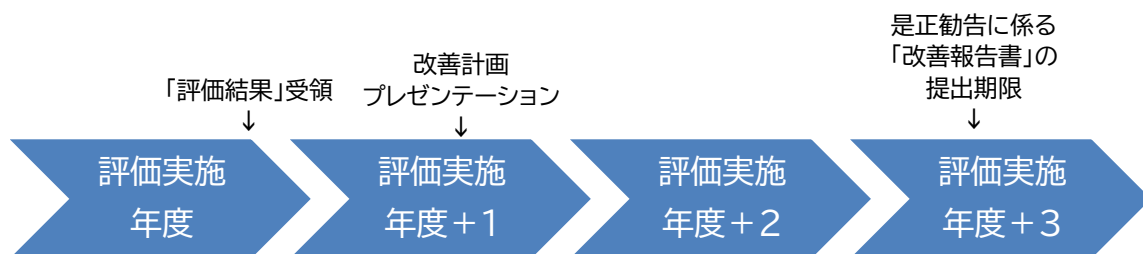
*「勧告」又は「是正勧告」が付された場合のみ

上記のプレゼンテーションを行った後、「勧告」又は「是正勧告」事項については、認証評価結果を受領してから2年後の7月末日までに、「改善計画」に沿って当該問題の改善に取り組

み、「評価後の改善状況」を加筆のうえ、「改善報告書」を提出することが求められます。

なお、報告年度当初には、事務局より各大学に「改善報告書」の提出について改めてご連絡いたします。

対象となる提言	「勧告」又は「是正勧告」
様式	改善プレゼンテーション時に作成した「改善報告書」を使用し、「評価後の改善状況」欄に加筆してください。
提出期限	認証評価結果を受領してから2年後の7月末日 ※「是正勧告」の改善が完了したなどの理由により、2年を経過しない段階で「改善報告書」を提出することも可能です。その場合は、提出を希望する前年度の11月末日までに本協会にご連絡ください。



以 上